

桃浦ビレッジ会員規約

（目的）

本規約は、一般社団法人 AP バンク が運営する桃浦ビレッジを利用するにあたりその前提となる、桃浦ビレッジ会員・特別会員、について、その入会要件や諸施設利用にあたっての諸規則を規定する。

（名称）

本規約にある桃浦ビレッジとは、宮城県石巻市桃浦字ウトキ 17 番に所在する、一般社団法人 AP バンク が運営する会員制宿泊研修施設を指す。

桃浦ビレッジ会員とは、桃浦ビレッジ諸施設、各種研修プログラム・イベント等、桃浦ビレッジを利活用するために登録が必要となる会員・特別会員のことを指す。

（入会）

桃浦ビレッジ設立、運営の趣旨に賛同し、その持続的発展、展開を積極的に支え、桃浦ビレッジを利活用するため、桃浦ビレッジ会員登録を希望する者は、桃浦ビレッジ会員登録フォームに必要事項を記入し提出する。

（会員）

会員 : 桃浦ビレッジ開設、運営の趣旨に賛同し、桃浦ビレッジ会員登録フォームを記入、提出し会員登録された者

特別会員 : 上記会員のうち、以下に定める特別会員年会費を納入した者

（会員入会費・会費）

入会費 : 1,000 円

年会費 : なし

（特別会員入会費・会費）

入会費 : 1,000 円

年会費 : 50,000 円（前年度からの更新の場合は年会費のみ）

（期間）

会員、特別会員とも、会員期間は 1 年度単位（各年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）とする。随時入会は受け付けるが、1 年ごとの年度更新とする。更新を希望する会員は前年度 2 月末までに更新の手続

きを必要とする。

（退会）

会員期間中の退会は会員からの書面による申し出をもって可能とするが、納入された入会費、会費は返却しない。

（会員用サービス）

会員登録された会員は、以下に記す会員用サービスが利用可能となる。

- ① 桃浦ビレッジが運営する各施設の利用。
- ② 桃浦ビレッジが催行する各種体験・学習プログラムへの参加。
- ③ 桃浦ビレッジが開催する各種イベントへの参加。
- ④ 桃浦ビレッジ諸施設・プログラムを活用したイベント等の企画、運営。
- ⑤ 桃浦ビレッジの発信する会員限定情報の受信（メールマガジン、ブログ等へのアクセス）。
- ⑥ 桃浦ビレッジを利用して生産される物品（自然素材を含む）等の会員用限定販売。

（利用方法）

上記各特典利用方法については、それぞれ別途に定める利用詳則による。

（使用料）

桃浦ビレッジ施設利用料、プログラム参加料表に定める。

（特別会員特典）

特別会員として登録された者は、上記会員特典①に規定される桃浦ビレッジ各施設を会員期間中5回まで無料で利用することができる。利用方法は会員と同様、上記（利用方法）に則るものとする。

（桃浦ビレッジ運営活動）

桃浦ビレッジは当ビレッジを持続的に発展、展開させていくために、上記プログラム・イベントとは別に各種活動を随時企画運営していく。その際に必要に応じて会員・特別会員を対象にその活動支援を募ることがある。参加は会員・特別会員の自由意志とするが、これら活動への参加レベルによって別途定める「桃浦ビレッジ運営活動支援者特典」を適用する。

（施行）

この規約は平成29年9月1日より施行し、改定については必要に応じて随時、一般社団法人APバンクが行ない、会員・特別会員に周知するものとする。

(その他)

本規約は一般社団法人 APバンク が宮城県石巻市桃浦字ウトキ 17 番において運営する桃浦ビレッジの
会員制度について規定したものである。

もものうらビレッジ

一般社団法人 APバンク

東京都港区東麻布 3-1-2

代表理事 小林武史